

# 先進工業諸国の対南ア経済制裁

1985年7月の南アフリカ共和国（以下、南ア）の非常事態宣言後、先進工業諸国の南アに対する態度は硬化し、現在、EC諸国、英連邦、アメリカ、日本は以下のような制限付き経済制裁をとっている。

## 1. EC諸国

非常事態宣言後、EC諸国の一部は直ちに大使を召還するなど、単独で制限つき制裁に踏み切った国もあったが、1985年9月にはルクセンブルグ、オランダ、イタリアの代表が南アを訪問し、改革のない場合、ECとしての経済制裁に踏み切ることを通告した。

翌1986年6月のEC首脳会議において、南ア政府の対応に進展が見られない場合、3カ月以内に新規投資の禁止、石炭、鉄、鉄鋼の輸入禁止、クリューガーランドの輸入禁止について、アメリカ、日本とも協議を行なうことを決議。7月にはEC議長国としてハウ英外相が南ア政府と接衝したが失敗。9月、EC外相会議が開かれ、(1)新規投資の禁止、(2)鉄、鉄鋼の輸入禁止、(3)クリューガーランドの輸入禁止が決議された。しかし、当初予定していた石炭、鉄鉱石の輸入禁止はイギリス、西ドイツの反対によって除外された。

## 2. 英連邦諸国

1985年10月バハマの首都ナッソウで英連邦首脳会議が開かれ、経済制裁に反対するイギリスに対しインド、ジンバブエ、ザンビア等が経済制裁実施を迫り、妥協案として「著名人グループ」(EPG)による南ア政府説得で合意をみた。翌86年

2～5月にはEPGは南アを訪問し、各層の意見を聴取し、6月にはその報告書『南アフリカへの調査団——英連邦報告書』が公表された。公表前の5月19日、南ア軍がジンバブエ、ザンビア、ボツワナを同時爆撃したため、EPGは交渉による解決はもはや不可能で、経済制裁以外に道はないとした。

8月、英連邦幹事国(7カ国)首脳会議が開かれたが、イギリスは態度を変えず、二つのコミュニケが併記される形で発表された。

- (1) イギリスを除く6カ国は、南アに対する追加措置として、(1)南アへの航空機乗入れ禁止、(2)新規投資または再投資の禁止、(3)農産物の輸入禁止、(4)南アとの二重課税協定の破棄、(5)投資、貿易面での全ての政府援助の停止、(6)政府の南ア資材調達の全面禁止、(7)南ア系企業との政府契約の禁止、(8)南アへの観光の自粛、(9)公共・民間とも南アへの新融資の全面禁止、(10)ウラン、石炭、鉄、鉄鋼の輸入禁止、(11)領事施設の撤退。
- (2) イギリスは、(1)新規投資の自主規制、(2)観光促進の自粛、(3)9月に開かれる予定のEC外相会議での制裁決議の受諾と実施。

## 3. アメリカ

1985年9月、レーガン大統領は下院の要求におされ、以下の制限付き経済制裁を実施した。(1)南ア政府機関へのコンピューターの禁輸、(2)核技術の禁輸、(3)南ア政府への借款停止、(4)クリューガーランドの禁輸、(5)サリバン・コードを守らないアメリカ系企業に対する輸出援助の制限。

さらに翌1986年には、アメリカ議会はこの1年間南ア政府の改革に進展がなかったとして、下院は6月（デルムス修正法案）、上院は8月（ルーガー法案）にそれぞれ異なる経済制裁措置を可決。9月に下院が上院案を採択し、大統領府に送付した。レーガン大統領はそれに対し拒否権を行使したが、両院はその拒否権を3分の2以上の多数決で覆し、ルーガー法案が可決された。すなわち、(1)新規投資の禁止、(2)ウラン、石炭、鉄、鉄鋼、繊維製品、農産物の輸入禁止、(3)石油、石油製品の輸出禁止、(4)アメリカ国内銀行への南ア政府、政府機関の預金受入れ禁止、(5)南ア航空機の乗入れ禁止、(6)南ア国営企業からの輸入、政府調達禁止、(7)二重課税免除協定の停止、(8)85年9月の制限つき経済制裁措置の無期限延長、(9)（さらに1年後、改革がみられない場合）大統領は、ダイヤモンドおよび戦略鉱物資源の輸入禁止、または南ア市民のアメリカ国内預金の凍結などさらに追加して制裁を強化すること。

#### 4. 日本

1985年7月の非常事態宣言以前、日本は南アに対し以下の措置をとっていた。(1)外交関係をもた

ず、領事関係にとどめる、(2)直接投資を認めず、融資の自粛を要請する投融資規制、(3)スポーツ、文化、教育面での交流制限、(4)武器輸出入の禁止。

1985年10月、日本はさらに外相談話に基づき以下の措置を追加。

- (1) 軍隊、警察などアパルトヘイト執行機関の活動に資する電子計算機の輸出禁止。
- (2) クリュージャーラントの輸入自粛協力要請
- (3) アフリカ人の地位向上のために、南部アフリカに対する人造り協力を拡充する方途を積極的に検討。
- (4) 南アに事務所を有する企業に対し、平等かつ公正な雇用慣行の遵守要請。

さらに86年9月、官房長官談話の形で以下の措置を追加した。

- (1) 銑鉄、鋼材の輸入禁止（既契約分は除く）
- (2) 南ア人に対する観光ビザ発給停止および日本国民の南ア観光の自粛要請。
- (3) 航空機乗入れ禁止（現在まで定期便の乗入れはない）。
- (4) 国家公務員の南ア航空機国際線の使用禁止。

（アフリカレポート編集部）